

長崎県教育委員会規則第 8 号

博物館法施行細則

博物館の登録に関する規則(昭和 27 年長崎県教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)、博物館法施行令(昭和 27 年政令第 47 号。以下「施行令」という。)、及び博物館施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号。以下「施行規則」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録又は指定)

第 2 条 法第 11 条による博物館を設置しようとする者は、「博物館登録原簿(別記様式第 1 号)」に長崎県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の登録を受けるものとする。また、県教育委員会は、法第 31 条により博物館の事業に類する事業を行う施設(以下「相当施設」という。)を指定することができるものとする。

(登録又は指定の申請)

第 3 条 前条の登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第 2-1 号の登録申請書を、相当施設の指定を受けようとする者は、別記様式第 2-2 号の指定申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書又は指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 館則(博物館又は相当施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
- (2) 次条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

(登録又は指定要件の審査、実施等)

第 4 条 県教育委員会は、前条の規定による登録又は指定の申請があった場合においては当該申請に係る博物館又は相当施設が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録(相当施設においては指定)を行うとともに、その旨を当該申請者に通知し、インターネットの利用その他の方法により公表する。備えていないと認めるときは、登録又は指定しない旨をその理由を附記した書面で当該申請者に通知する。

(1) 設置法人の適格性

当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人

- ・博物館又は相当施設を運営するために必要な経済的基盤を有すること。
- ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、博物館又は相当施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、社会的信望を有すること。

(2) 過去2年間の登録取消しの有無

当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が、第10条の規定により登録又は指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ではないこと。

(3) 博物館又は相当施設の体制に関する基準

博物館又は相当施設の体制が、以下の基準に適合すること。

ア 博物館資料（相当施設においては「資料」。以下同じ。）の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料（資料）に係る電磁的記録を公開することを含む）並びに博物館資料（資料）に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館又は相当施設を運営する体制を整備していること。

イ 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料（資料）の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料（資料）を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ 前号に規定する博物館資料（資料）の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料（資料）の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料（資料）の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料（資料）若しくは借用した博物館資料（資料）による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料（資料）に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(4) 学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置に関する基準
学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置が、以下の基準に適合すること。

ア 基本的運営方針に基づいて博物館又は相当施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）が置かれていること。

ウ 基本的運営方針に基づく博物館又は相当施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(5) 施設及び設備に関する基準

施設及び設備が、以下の基準に適合すること。

ア 博物館資料（資料）の収集、保管及び展示並びに博物館資料（資料）に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 博物館又は相当施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全性及び利便性の確

保のために必要な配慮がなされていること。

ウ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館又は相当施設の利用に困難を有する者が博物館又は相当施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(6) 開館に関する基準

博物館の場合1年を通じて150日以上開館し、相当施設の場合1年を通じて100日以上開館すること。

2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

(登録又は指定事項等の変更)

第5条 登録された博物館の設置者は、法第12条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、指定された相当施設(以下「指定施設」という。)の設置者は、施行規則第23条に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、重要な変更をするときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県教育委員会は、当該博物館に係る登録事項の変更登録又は指定施設に係る指定変更があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第6条 登録された博物館の設置者は、法第12条第2項に規定する添付書類の博物館資料(資料)目録に変更があったときは、指定施設の設置者は、施行規則第23条第2項に規定する添付書類の博物館(資料)目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。

(県教育委員会への定期報告)

第7条 博物館又は指定施設の設置者は、運営の状況が把握できる刊行物等の提出により当該博物館又は指定施設の運営状況を毎年報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第8条 博物館又は指定施設の設置者は、県教育委員会よりその登録又は指定に係る博物館又は指定施設の適正な運営に関し報告又は資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第9条 県教育委員会は、その登録に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認める時は、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 県教育委員会は、第1項及び前項の規定により、当該博物館の設置者に対して勧告及び

命令を行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

(登録又は指定の取消し)

第10条 県教育委員会は、その登録に係る博物館又は指定施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館又は指定施設の登録又は指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 第8条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (5) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。(博物館に限る。)
- (6) 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと県教育委員会が認めるとき。(指定施設に限る。)

2 県教育委員会は、前項の規定により登録又は指定の取消しを行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

3 県教育委員会は、第1項の規定により登録又は指定の取消しを行ったときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第11条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録をまっ消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。